

広報委員会に関する規程

一般社団法人粉体工学会

（目 的）

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における広報委員会に関する必要な事項を定めるものである。

（広報委員会の目的）

2. 広報委員会（以下委員会という）は、本会の広報活動を行い、本会の発展に寄与することを目的とする。

（委員会の構成）

3. 委員会に委員長 1 名、委員若干名を置く。委員長は会長が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員長は会員の中から委員を選薦し、理事会の承認を得る。任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

（委員会の業務）

4. 委員会は第 2 条の目的を達成するため、各部会・研究会・勉強会・談話会などと連携をとり、以下の業務を行う。委員会は委員長が召集・運営する。
5. 本会の事業に関する広報活動を行う。
6. ホームページなどを通じて本会の概要・行事・事業などに関する情報を会員ならびに社会に公開・提供する。
7. 本会事業の効率化のために、ホームページの運用・改善を図る。

（その他）

8. 委員会は総会に向けて年間活動報告書の作成と提出を行うものとする。

（附 則）

この規程は、理事会の承認を得て、2018 年 1 月 4 日から発効する。

（付 記）

2018 年 2 月 17 日 制定（理事会承認）